

「まじめえひめ応援隊」実施要領

(目的)

第1条 この要領は、統一コンセプト「まじめ」を使って、愛媛県（以下「県」という。）の様々な魅力を全国に発信していく「まじめえひめプロジェクト」の趣旨に賛同し、応援する企業や団体（以下「企業等」という。）を募集する際に必要な事項を定め、もって統一コンセプト「まじめ」の認知拡大及び理解促進につなげることを目的とする。

(名称)

第2条 本要領により募集する企業等を「まじめえひめ応援隊」（以下「応援隊」という。）と称する。

(応募)

第3条 応援隊に応募しようとする企業等は、「まじめえひめ応援隊申込書（様式1）」を県に提出するものとする。

(資格要件)

第4条 前条の申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、応援隊として登録しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57条）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(応援内容)

第5条 応援隊は、次の各号に掲げる取組みを一つ以上実施するものとする。

- (1) ウェブサイトやSNS等の広報媒体を活用した情報拡散
 - (2) 施設におけるポスター、のぼり、チラシ等の掲示
 - (3) 商品またはサービス等でのキャッチコピー「まじめえひめ」等の活用
 - (4) その他、統一コンセプト「まじめ」やキャッチコピー「まじめえひめ」の認知拡大及び理解促進につながるもの
- 2 前項第3号及び第4号において、キャッチコピー「まじめえひめ」やそのロゴ、まじめみきゃんのイラストを使用する場合は、愛媛県統一コンセプトキャッチコピー等使用要綱に基づく使用許諾を要する。

(登録)

第6条 第3条の申請に特段の不備がないときは、県は応援隊として登録することとし、「まじめえひめ応援隊登録証（様式2）」を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この要領の趣旨及び目的に反する場合その他応

援隊として適当でないとき知事が特に認めるときは、応援隊として登録しないことができる。

(登録の取消)

第7条 応援隊の登録後、当該企業等が第4条の各号に該当するに至ったときは、県は応援隊としての登録を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要領による事務は、企画振興部政策企画局総合政策課プロモーション戦略室において処理する。

附 則

この要領は、令和2年2月14日から施行する。